

訪問介護ステーション甲南山手

「指定訪問介護」 重要事項説明書
「指定介護予防訪問介護」

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(神戸市指定 第2870103971号)

1. 事業者

- | | |
|-----------|---------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 千種会 |
| (2) 法人所在地 | 兵庫県神戸市東灘区北青木1丁目1番3号 |
| (3) 代表者氏名 | 理事長 岸本 多佳子 |
| (4) 設立年月日 | 平成2年3月14日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|---------------|--|
| (1) 事業所の種類 | 指定訪問看護事業所 令和6年11月1日指定 神戸市第2870103971号 |
| (2) 事業所の名称 | 訪問介護ステーション甲南山手 |
| (3) 事業所の所在地 | 神戸市東灘区本山中町1-15-7 |
| (4) 電話及びFAX番号 | 電話 078-441-5000 FAX 078-441-9000 |
| (5) 管理者名 | 川井 裕也 |
| (6) メールアドレス | hs_konan@chikusakai.jp |
| (7) 事業所の運営方針 | <ul style="list-style-type: none">・『We are Ladies and Gentlemen Serving Ladies and Gentlemen』 (紳士淑女に仕える(もてなす) 私たちもまた紳士淑女である)・利用者が住み慣れた環境の中で、健康で充実した生活が出来るよう、また心身に障害のある方に対しては、機能回復訓練により自立生活が営まれるように努めます。 安全で安心はもちろんのこと、期待を超えるサービスを提供し「感動」「感激」を与えることのできる訪問介護サービスを提供します。 |
| (7) 開設年月日 | 令和6年11月1日 |

3. 事業実施地域及び営業時間

- | | |
|----------------|------------------|
| (1) 通常の事業の実施地域 | 神戸市東灘区 |
| (2) サービス提供 | |
| ① 提供日 | 月曜日～日曜日(年末年始も営業) |

- ② 提供時間 9:00～17:00（但し、営業時間外でも相談に応じサービス提供可能な体制をとる）

(3) サービス受付

- ① 受付日 月曜日～金曜日（除 12月30日～1月3日）
 ② 受付時間 9:00～17:00

5. 職員の体制

| | 資格 | 常勤 | 非常勤 | 計 |
|-----------|-------|----|-----|----|
| 管理者（兼務） | 介護福祉士 | 1名 | | 1名 |
| サービス提供責任者 | 介護福祉士 | 1名 | | 1名 |
| 訪問事業責任者 | | 名 | | 名 |
| 訪問介護員 | | 2名 | 5名 | 7名 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

6. 訪問介護の申し込みからサービス開始まで

訪問介護は、介護員などが家庭訪問して、支援を必要とされる方の介護を行うサービスです。介護支援専門員のケアプランに沿って、他のサービスと連携しながら介護を行いますので、安心して在宅生活が続けられます。

お申し込みは訪問介護ステーション又はケアマネジャー等にご相談下さい。

7. 訪問介護サービスの内容

(1) 身体介護

- ① 排泄・食事介助
- ② 清拭・入浴、身体整容
- ③ 体位変換、移動・移乗介助、外出介助
- ④ 起床及び就寝介助
- ⑤ 服薬介助
- ⑥ 自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助

(2) 生活援助

- ① 掃除
- ② 洗濯
- ③ ベッドメイク
- ④ 衣類の整理・被服の補修
- ⑤ 一般的な調理、配下膳
- ⑥ 買い物・薬の受け取り

8. 利用料金

別紙の通りとし、サービスを受けられた翌月にお支払頂きます。

■利用料金（介護保険）

⇒別紙 利用料金(介護保険)一覧表をご参照ください。

9. 秘密保持と個人情報の保護

- ① 事業所及び事業者の使用するものは、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由無く第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- ② 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても予め文書での同意を得ない限り、サービス担当者会議において当該家族の個人情報は用いません。
- ③事業所は利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（磁気媒体情報及伝送情報を含む）については、善良な管理者の注意を持って管理し、また、処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

10. 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の緊急の事態が発生した場合、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医への連絡、救急車への連絡を行うなど必要な措置を講じます。

11. 事故発生時の対応

事業者は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、主治医・利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

12. ご利用にあたってのお願い

○介護保険被保険者証、健康保険者証や医療受給者証等を確認させていただきます。

これらの書類について内容に変更が生じた場合は、必ずお知らせください。

○やむを得ず訪問の予定変更を希望される場合は、必ず前日までにご連絡をお願いいたします。

13. 身元引受人について

(1) 身元引受人は、本契約に基づく契約者の事業者に対する一切の責務につき、契約者と連携してその履行の責任を負います。

(2) 事業者は、契約者が入院を必要とする場合ならびに本契約が終了した場合、身元引受人にその旨連絡するものとします。

(3) 契約者は、社会通念上、身元引受人を立てることが出来ないと認められる理由がある場合には、これを立てないことができます。

(4) 事業者は、身元引受人から希望がある場合には、利用料金の変更、訪問介護サービス計画の変更などがあつた時には、これを引受人にお知らせします。

14. 損害賠償について

事業者の責任により利用者に生じた損害及び事故については、事業者は速やかに保険者、利用者の家族等に連絡を行うとともに、その損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者のおかれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

15. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

○当事業所に対する苦情やご相談は、事業所内窓口にて受け付けます。

訪問介護ステーション

《事業所内担当窓口》 管理者 川井 裕也

受付時間 9:00～17:00 毎週月曜日～金曜日

電話番号 078-441-5500

○第三者委員（弁護士・監事等）

・弁護士法人至道法律事務所 弁護士 岡筋 泰之

・社会福祉法人幸聖福社会 理事長 大輪 智子

※第三者委員は、苦情解決を円滑に図るために双方への助言や話し合いへの立合い等をいたします。また、直接苦情を受け付けることが出来ます

※施設内には苦情受付ボックスを設置しています。

(2) その他相談・問い合わせ先

○神戸市福祉局監査指導部

所在地 神戸市中央区加納町6丁目5-1

電話番号 078-322-6326（平日 8:45～12:00、13:00～17:30）

○兵庫県国民健康団体連合会

所在地 神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号

電話番号 078-322-5617（平日 8:45～17:15）

○神戸市消費者センター

所在地 神戸市中央区橘通3丁目4番1号

電話番号 078-371-1221（平日 9:00～17:00）

16. ハラスメント対策について

サービス利用契約中に、ご利用者、ご家族が暴力、ハラスメント行為を行った場合はサービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合は、契約を解除する場合があります。（・叩く・蹴る・暴言で威嚇する・怒鳴る・身体を押さえつける・性的な発言をする・叫ぶあるいは大声を出す）

当事業所は、利用者に対する居宅サービスの提供開始にあたり本書面に基づきサービス内容及び重要事項の説明を行いました。

住所 神戸市東灘区北青木一丁目1番3号
運営主体 社会福祉法人 千種会
理事長 岸本 多佳子

(事業所) 住所 神戸市東灘区本山中町1丁目15番7号
訪問介護ステーション甲南山手
管理者 氏名 川井 裕也
説明者 氏名 川井 裕也

私は、本書面に基づいて事業所からサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

利用者住所 _____

氏名 _____

私は本書面に基づいて事業所からサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

身元引受人住所 _____

氏名 _____